

苫小牧市男女平等参画に関する研修会等派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、男女平等参画に深い理解と関心を持つ個人又は男女平等参画の推進に積極的に取り組む個人及び団体の会員が、全国規模の研修会等に参加することにより、リーダー的資質を向上させるとともに今後の地域活動や団体等の意欲的な活動につなげ、本市の男女平等参画を推進することを目的とする。

(対象研修会等)

第2条 本事業の対象となる研修会等は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人国立女性教育会館が開催する男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム
- (2) 独立行政法人国立女性教育会館が開催する学習オーガナイザー養成研修
- (3) その他市長が適当と認める研修会等

(派遣対象者の要件)

第3条 派遣対象者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 高校生、議員、市職員を除く18歳以上の苫小牧市民
- (2) 男女平等参画に深い理解があり男女平等参画推進活動に関心を持つ者又は男女平等参画に関わる活動を積極的に実践している者及び団体の会員
- (3) 研修の成果を積極的に男女平等参画推進活動に生かす意欲のある者
- (4) 研修会等の主催者が定める開催要項の全課程に参加できる者
- (5) 集団での宿泊や研修会等の活動ができる健康な者
- (6) 前条第1号及び第3号に規定する研修等は、過去に市費の男女平等参画に関する国内研修会等に参加経験のない者
- (7) 前条第2号に規定する研修は、男女平等参画の推進活動に取り組む団体での経験年数が3年以上あり、市の派遣研修事業に参加経験がある者
- (8) 本市主催の男女平等参画講座等に参加できる者

(被派遣者の人数)

第4条 第2条各号に規定する研修会等に派遣する人数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る被派遣者は2人以内
- (2) 第2条第2号に係る被派遣者は1人
- (3) 第2条第3号に係る被派遣者は、予算の範囲内でそのつど決定する。

(被派遣者の選考)

第5条 第2条各号に規定する研修会等に派遣する被派遣者は、次のとおり選考する。

- (1) 第2条第1号に係る被派遣者は、公募に応募した者及び市長が指定する団体より推薦された会員から選考する。
- (2) 第2条第2号に係る被派遣者は、市長が指定する団体から推薦された会員とする。
- (3) 第2条第3号に係る被派遣者は、研修会等の内容に応じてそのつど決定する。

2 前項第1号に規定する公募の方法及び公募による被派遣者を選考する基準等については、別に定める。

(研修会等の費用)

第6条 被派遣者が研修会等に要する費用は、苫小牧市職員等の旅費支給条例の規定により支給する。

(派遣の辞退)

第7条 疾病等やむを得ない事由により研修会等派遣事業に参加できなくなった被派遣者は、苫小牧市男女平等参画に関する研修会等派遣事業辞退届(様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(費用の返還)

第8条 市長は、研修会等費用の支給を受けた被派遣者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給した研修会等費用の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により研修会等費用を受領したとき
- (2) 研修会等費用を他の用途に使用したとき
- (3) 前条に規定する苫小牧市男女平等参画に関する研修会等派遣事業辞退届を提出したとき
- (4) その他研修会等費用の支給に不適當な事情が生じたとき

(研修会等の報告)

第9条 被派遣者は研修会等終了後2週間以内に、苫小牧市長あてに研修会等報告書を提出するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。